職務内容書

駐留軍要員健康保険組合　選定議員

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

駐留軍要員健康保険組合（以下「駐健保」という。）は、防衛大臣を事業主とし、全国の在日米軍基地に勤務する駐留軍等労働者を被保険者とする組合管掌の健康保険組合です。

駐健保の運営は、事業主の代表（選定議員）及び被保険者の代表（互選議員）である組合会議員で構成される「組合会」において決定し、その運営を適切かつ円滑に行うため理事で構成される「理事会」によって、健康保険法の規定の範囲において自主的、民主的に行われています。

公募対象である選定議員は、互選により理事に選出された場合で、理事の選挙により理事長に就任した場合には、駐健保の代表として、重要な運営方針を企画・立案するとともに、駐健保の組織をマネジメントすることが期待されます。また、理事会の同意を得て理事長の指名を受け常務理事に就任した場合には、理事長を補佐し、駐健保の重要な運営方針の企画・立案に参画するとともに、業務を統括し、関係機関との折衝・調整を行うことが期待されます。

このため、駐健保の事業計画の企画・立案及び関係機関との調整ができる能力を有するとともに、事業運営を的確に実施していくことができる見識、先見性、実行力、経験を有し、高い倫理観を持った人材を求めています。

１．機関名：駐留軍要員健康保険組合

（法人の業務概要）

駐健保は、昭和２４年４月に健康保険法の規定に基づき設立された法人であり、公的医療保険制度の中で全国の在日米軍基地で勤務する駐留軍等労働者とその家族が加入する健康保険を運営する保険者として、加入者及び事業主の意見に基づく自主自立の運営、信頼の得られる公正で効率的な運営、質の高いサービスの提供、被用者保険の受け皿として健全な財政運営を基本とした保険運営を実施しています。

令和８年９月末現在の役職員、被保険者数は次のとおりです。

役職員数等：組合会議員４２人（うち、理事１６人、監事２人）

職員３７人

被保険者数：２６，５２４人

２．ポスト：選定議員　２名

（１）選定議員の任期及び再任

任期は３年とし、再任については、引き続き１回に限り認めることがあります。（令和９年４月２７日～令和１２年４月２６日）

理事長及び常務理事の任期は、所定の手続きを経て就任後、議員の任期と同じ（令和１２年４月２６日まで）になります。

（２）理事長に就任した場合

選定議員は、事業主を代表する組合会議員として事業主が選定します。その後、駐健保において、選定議員による互選により選定議員である理事に選出された場合で、理事の選挙により選出された場合には、理事長に就任します。

①　職務内容

事業主を代表する組合会議員として、駐健保の事業計画や予算などの事業運営の中核をなす事項を決定する組合会に参画します。

選定議員は、所要の手続きを経て理事長に就任した場合には、駐健保の代表として事業運営に関する重要な方針の企画・立案をするとともに、駐健保全体の業務を総理し、事業計画の策定、保険料率の算定等の財政管理、医療費適正化対策の推進等に取り組み、常に運営改革に向けた意識をもって、健康保険法、組合規約及び組合会の議決等に基づき、健全な駐健保運営を執行するために、主に次の業務を行います。

ア　常務理事の指名

イ　組合会、理事会の議長（組合会理事会の議事において、可否同数の場合の議決権を含む。）

ウ　職員の任免

エ　理事会の招集

オ　健康保険法第１６条に規定される公告に関すること

カ　組合を代表する一切の行為

②　勤務条件

ア　防衛省地方協力局労務管理課の非常勤職員（無給）として採用します。

イ　防衛省において選定議員として選定後、駐健保において所要の手続を経て理事長に就任した場合、勤務条件は次のとおりとなります。

勤務形態：常勤

勤務地：駐留軍要員健康保険組合　事務センター
（東京都港区芝三丁目４１番８号　駐健保会館内）

勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めはなし

給　　与：年収約１３００万円程度（駐健保理事会で決定した常勤役員報酬算定方法に基づき支給）

福利厚生：各種社会保険制度に加入

（３）常務理事に就任した場合

選定議員は、事業主を代表する組合会議員として事業主が選定します。その後、駐健保において、選定議員による互選により選定議員である理事に選出された場合で、理事会の同意を得て理事長の指名を受けた場合には、常務理事に就任します。

①　職務内容

所要の手続きを経て常務理事に就任した場合には、駐健保の役員として理事長を補佐し、事業運営に関する重要な方針の企画・立案に参画するとともに、駐健保全体の業務処理状況を常に掌理し、事業計画の策定、保険料率の算定等の財政管理、医療費適正化対策の推進等に取り組み、常に運営改革に向けた意識をもって、健康保険法、組合規約及び組合会の議決等に基づき、健全な駐健保運営を執行するために、主に次の業務を行います。

ア　保険適用、保険給付及び保健事業に係る業務の統括

イ　予算、決算、経理全般及び契約業務の統括

ウ　その他必要な業務の統括

②　勤務条件

ア　防衛省地方協力局労務管理課の非常勤職員（無給）として採用します。

イ　防衛省において選定議員として選定後、駐健保において所要の手続きを経て常務理事に就任した場合、勤務条件は次のとおりとなります。

勤務形態：常勤

勤務地：駐留軍要員健康保険組合　事務センター
（東京都港区芝三丁目４１番８号　駐健保会館内）

勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めはなし

給　　与：年収約９００万円程度（駐健保理事会で決定した常勤役員報酬算定方法に基づき支給）

福利厚生：各種社会保険制度に加入

３．必要な資格・経験等

（１）原則として任期満了時点で７０歳未満であること。

（２）中立性、公平性を担保して業務を遂行できるよう、在任中は、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。

（３）駐健保が行う業務を適正かつ効率的に運営することができる十分な能力を有していること。

（４）民間企業、国又は地方公共団体の組織等において、管理者としてリーダーシップを発揮した経験を有していること。加えて、医療保険制度や労働問題に精通しているとなおよい。

（５）関係する団体、関係府省等との折衝を十分に行えるだけの経験及び能力を有していること。
（６）議員任期（３年）を全うできると見込まれる健康状態にあること。

４．選考方法
・公募を行い外部有識者により選考
①一次選考：「履歴書」及び「自己アピール文書」による書類選考
②二次選考：面接審査による選考
③外部有識者による選考委員会の審議を経て防衛大臣が選定

５．応募方法
（１）応募書類等
・履歴書（指定の履歴書を使用すること。指定の履歴書以外のものは受け付けません。）
①　氏名を自署すること。
②　３ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦４㎝×横３㎝）を添付すること。
③　生年月日、年齢、現住所及び連絡先等を記入すること。
④　学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
⑤　職歴は、勤務先名、所属部課名、役職名、職務内容及び所属組織の概要・規模・職責等を年代順に記入すること。
⑥　保有する資格・免許等があれば、名称、種類、取得年月日及び交付機関を記入すること。
・自己アピール文書
この公募ポストの職務内容及び必要な資格・経験等を踏まえ、自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。その際、駐健保の業務内容についての理解度、職務を的確に実施するための専門的知識や経験、マネジメントの経験、駐健保の利害関係企業等との関係の有無等の事項について説明すること（Ａ４（４０行×４０文字）版で２枚以内）。
・返信用封筒
返信用封筒（長型３号（定型１２㎝×２３．５㎝）に宛先及び氏名を明記し、１１０円切手を貼付したものを同封して下さい（書類選考の結果通知に使用します。））。

（２）応募先
〒１６２－８８０１
東京都新宿区市谷本村町５－１

防衛省地方協力局労務管理課安全衛生室安全衛生第１係
※　封筒表に「駐留軍要員健康保険組合　選定議員　応募書類在中」と朱書きして下さい。

（３）応募期限
令和８年１２月２１日（月）必着

（４）その他
・　審査の過程に関する御質問につきましては、一切お答えできません。
・　応募に係る費用は、全額応募者負担となります。
・　書類は簡易書留により郵送して下さい。なお、提出された書類につきましては、返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
・　応募書類に記載された個人情報は、選考及び連絡の目的にのみ使用します。

６．欠格条項
次に掲げる者は、応募することができません。
（１）日本の国籍を有しない者
（２）国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者
①　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
②　国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
③　人事院の人事官又は事務総長の職にあって、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
④　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

７．問合せ先
防衛省地方協力局労務管理課安全衛生室　担当：末松、渡邉
ＴＥＬ　０３－３２６８－３１１１　内線 36541・36542